3）業務内容　本業務は、中国地方整備局管内の地形状況を把握するための資料として中国地方整備局管内河川の航空レーザ測量を行うものである。
　主な業務内容は以下のとおりである。
　１地形測量
　⑴　航空レーザ測量　１式
　⑵　調整用基準点の設置　１式
　⑶　三次元測量データ作成及びオリジナルデータ作成　１式
　⑷　グラウンドデータ作成（陸部）　１式
　⑸　グリッド（標高）データ作成　１式
　⑹　等高線データ作成　１式
　⑺　数値地形図データファイル作成　１式
　計測範囲については、関係機関との調整により変更になる場合がある。
4）本業務において技術提案を求める評価テーマは、以下に示す事項とする。
　①　中小河川における航空レーザ測量の精度向上を図る上での留意点について
5）履行期間　契約締結の翌日～令和６年２月29日
6）本業務は、入札前に業務計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。また、予定価格が500万円以上の場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。
7）本業務の予定価格が500万円以上の場合に限り、本業務は低入札対策を実施する試行の対象とする。
8）本業務は資料提出、入札を電子入札システムで行う対象業務である。なお、例外的に電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り、紙入札方式に代えるものとする。
9）本業務は、若手技術者の育成支援を目的とした試行業務である。
10）本業務は、賃上げの実施をする企業に対して、総合評価における加点を行う業務である。
11）本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。
12）本業務は、契約締結後に「業務設計書」を公表する業務である。業務設計書については、契約後に適時、中国地方整備局のホームページにより公表する。
2　指名されるために必要な要件
　１）入札参加者に要求される資格
　⑴　入札に参加しようとする者は、①に掲げる資格を満たしている単体企業又は②に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。
　①　単体企業
　ア）予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
　イ）中国地方整備局における令和５・６年度測量業務に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。
　ウ）会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（上記イ）の再認定を受けた者を除く）でないこと。
　エ）参加表明書提出期限日から開札の日までの期間に、中国地方整備局長から指名停止の措置を受けていないこと。
　オ）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
　②　設計共同体　①に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和５年４月10日付け中国地方整備局長）に示すところにより、中国地方整備局長から令和５年度中国地方整備局管内航空レーザ測量業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を開札時点において受けているものであること。
　⑵　入札に参加しようとする者（設計共同体の各構成員を含む）の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札心得第４条の３第２項の規定に抵触するものではないことに留意すること。
［１］資本関係
　以下のいずれかに該当する二者の場合。
　１）子会社等（会社法第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。
　２）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
［２］人的関係
　以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし１）については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。
　１）一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
　ア）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
　(i)　会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
　(ii)　会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
　(iii)　会社法第２条第15号に規定する社外取締役
　(iv)　会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
　イ）会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
　ウ）会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
　エ）組合の理事
　オ）その他業務を執行する者であって、ア）からエ）までに掲げる者に準ずる者
　２）一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合３）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
［３］その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
　組合（設計共同体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記［１］又は［２］と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
２）入札参加者を選定するための基準
　中国地方整備局建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、建設コンサルタント登録規程（昭和52年４月15日建設省告示第717号）その他の登録規程に基づく登録状況、同種業務の実績並びに業務成績、配置予定技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。